

駐車監視員活動ガイドライン

平成23年10月1改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	最重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
重点路線	国道19号線 (久屋東交差点～小川町交差点)	9時～20時
	国道41号線 (高岳交差点～清水口交差点)	9時～20時
	市道堀田高岳線 (東新町北交差点～高岳交差点)	9時～20時
	市道錦通線 (錦通久屋交差点～新千種橋西交差点)	9時～20時
重点地域	重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
	県道田名古屋線 (清水橋東～古出来町交差点)	9時～20時
	市道名古屋環状線 (古出来町交差点～古出来町一丁目交差点)	9時～20時
	主要地方道都通布池線 (小川町交差点～北裏橋西交差点)	9時～20時

重点地域	最重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
重点地域	東桜・泉地区 ・東桜一丁目～二丁目・久屋町8丁目・東新町 ・泉一丁目～三丁目・武平町5丁目・西新町1丁目	9時～20時
	重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
	葵地区 ・葵一丁目～三丁目・代官町	9時～20時
	白壁地区 ・白壁一丁目～五丁目・飯田町・檀木町・主税町 ・東片端町・東外堀町・上豎杉町	9時～20時
	徳川地区 ・徳川町・徳川一丁目～二丁目・相生町 ・赤塚町・山口町・東大曾根町(市道赤萩町線以西) ・芳野一丁目～三丁目・大曾根一・二丁目	9時～20時
	筒井小学校地区 ・筒井一丁目の市道外堀町線以南、筒井二丁目、筒井三丁目の市道赤萩町線以西・車道町3丁目 ・筒井町4丁目の市道外堀町線以南 ・黒門町(黒門町交差点南西地域)	9時～20時
	新出来地区 ・筒井一丁目の市道外堀町線以北・百人町 ・新出来一丁目～二丁目 ・車道町1丁目～二丁目 ・黒門町(黒門町交差点北西地域)	9時～20時
	自動二輪・原付重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
葵地区 地下鉄桜通線車道駅周辺	9時～20時	
東桜地区 東桜一丁目(市道久屋東線歩道上)	9時～20時	
路線	重点時間帯	
最重点路線の4路線及び重点路線の主要地方道都通布池線及び市道久屋駿河町線	9時～20時	

愛知県東警察署

駐車監視員活動ガイドライン

(新)



愛知県東警察署